

甲州市開発行為等指導要綱

令和 8 年 3 月 2 日

告示第 1 1 号

甲州市開発行為等指導要綱（平成 1 7 年甲州市告示第 1 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、市における開発行為等について必要な基準を定め、これに基づいて開発者等を指導することにより、安全で快適な生活環境を確保し、市の健全な発展を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 開発行為等 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 4 条第 1 2 項に定める開発行為並びに、土地の区画形質の変更を伴わない建築物の建築又は特定工作物の建設をいう。

（2） 特定工作物 コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で、都市計画法施行令（昭和 4 4 年政令第 1 5 8 号）第 1 条第 1 項に定めるもの又はゴルフコースその他大規模な工作物で同条第 2 項に定めるものをいう。

（3） 開発者 開発行為等に係る工事及び大規模建築物等の建築工事（以下「工事等」という。）の請負契約の注文者又は工事等を請負契約によらず自ら行う者をいう。

（4） 建築物 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める建築物をいう。

（5） 大規模建築物等 次に掲げる建築物又は工作物をいう。

ア 建築物にあつては次に掲げるもの

（ア） 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域を除く用途地域内において、高さが 2 0 メートルを超えるもの

- (イ) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域において、高さが15メートルを超えるもの
- イ 工作物にあっては次に掲げるもの
 - (ア) 煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫像、遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類において、高さが15メートルを超えるもの
 - (イ) 垣、さく、塀の類において、高さが3メートルを超えるもの
 - (ウ) 電柱、送電鉄塔、アンテナの類において、高さが20メートルを超えるもの
- (6) 開発区域 開発行為等を施行する土地の区域をいう。
- (7) 高さ 地盤と接する最も低い位置から建築物の最も高い部分（建築設備を含む。ただし、避雷針は除く。）までの垂直距離をいう。
- (適用範囲)

第3条 この要綱は、市内で行われる開発行為等で、次の各号のいずれかに該当するものについて適用する。

- (1) 都市計画区域内において、開発区域の面積が、塩山地域については1,000平方メートル以上、勝沼地域については500平方メートル以上のもの
- (2) 前号の規定にかかわらず、建築計画戸数が3戸以上のもの又は共同住宅で住戸数が6戸以上のもの。ただし、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に基づく甲州市立地適正化計画に定める居住誘導区域においては、建築計画戸数が5戸以上のもの又は共同住宅で住戸数が10戸以上のもの
- (3) 都市計画区域外において、開発区域の面積が2,000平方メートル以上のもの、建築計画戸数が8戸以上のもの又は共同住宅で建築計画の住居規模が10戸以上のもの
- (4) 市全域において行われる大規模建築物等の建築又は建設
- (5) 一団の地区において、一の事業者による開発事業が数回行われる場合において、そのすべての面積の合計が1,000平方メートル以上のもの。ただし、勝沼地域においては、そのすべての面積の合計が5

00平方メートル以上のもの

(6) 複数の事業者が行う一連の開発事業で、それが共同事業と認められる場合において、そのすべての面積の合計が1,000平方メートル以上のもの。ただし、勝沼地域においては、そのすべての面積の合計が500平方メートル以上のもの

(7) 複数の事業者が既存開発区域を利用して開発行為等を行う場合において、その区域が都市計画法における開発許可、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和48年山梨県条例第6号）による確認又は第11条に規定する開発行為等に係る協議の同意を得ているかを問わず、既存開発区域を含めた面積が1,000平方メートル以上のもの。ただし、勝沼地域においては、既存開発区域を含めた面積が500平方メートル以上のもの

2 前項の規定は、開発行為等の変更及び建築物の増改築等により、その面積、高さ等が前項各号に該当するものについてもこれを適用する。

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる開発行為等については、当該各号に定める事項の規定は適用しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 国、県及び市が施工する開発行為等

(2) 自己の居住の用に供する建築物の建築であって、当該建築物における居住部分の床面積が、当該建築物の延べ床面積の2分の1以上となるもの

(3) 前号の建築物の機能を補う自己用の建築物

(4) 開発行為等を行おうとする土地の用途の変更を伴わない小規模な建築物又は工作物で、近隣に影響を及ぼさないもの。ただし、小規模でもあっても近隣に影響を及ぼすもの及び複数回に分けて建築又は建設し、著しく土地利用が変更した建築物を除く。

(5) 農産物の選荷、選別又は貯蔵の用に供する農業施設の建築又は建設

2 前項に規定する開発行為等のうち、都市計画法又は山梨県宅地開発事

業の基準に関する条例に基づく基準が適用されるものについては、当該法令又は条例に基づく基準を適用する。

(開発区域に含めることができない区域)

第5条 次に掲げる土地の区域は、開発区域に含むことはできない。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 建築基準法第39条第1項の規定により災害危険区域に指定されている土地の区域

(2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により地すべり防止区域に指定されている土地の区域

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域に指定されている土地の区域

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域に指定されている土地の区域

(5) 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の規定により浸水被害防止区域に指定されている土地の区域(浸水想定区域の取扱い)

第6条 水防法(昭和24年法律第193号)に規定する浸水想定区域は、開発区域に含めないよう努めるものとする。

(開発行為等の協議)

第7条 第3条に規定する開発行為等を行う開発者は、市長に申し出て、事業内容等について協議するものとする。

(協議図書)

第8条 開発者は、前条の規定による協議を行おうとするときは、開発行為等協議書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の協議書には、別表第1に掲げる関係図書を添付するものとする。ただし、開発行為等の規模及び地域の状況等により、市長が認めるときは、関係図書の添付を省略することができる。

3 開発者は、前2項の規定により提出した協議書及び添付図書に記載した事項を変更しようとするときは、開発行為等変更協議書（様式第2号）により関係図書を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、開発区域の近隣に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

（開発行為等の指導）

第9条 市長は、第7条の規定による協議があったときは、甲州市開発行為等指導要綱技術基準（令和8年甲州市制定。以下「技術基準」という。）に基づき、適切な指導を行うとともに、関連する事項について開発者と協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、開発面積が3,000平方メートル以上の開発行為のうち、都市計画法又は山梨県宅地開発事業の基準に関する条例に基づく基準が適用されるものについては、当該法令又は条例に基づく基準によるものとする。

3 開発者は、前2項の規定により行われた協議事項等について、これを誠実に履行するものとする。

（開発行為等調整会議）

第10条 前3条に規定する協議における関係各課の意見調整及び開発者に対する適切な指導を行うため、甲州市開発行為等調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議の組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

（開発行為等協議の同意）

第11条 市長は、調整会議における意見を踏まえ、開発行為等に係る協議の同意の有無を開発行為等協議審査書（様式第3号）により開発者に通知するものとする。

（開発区域内の土地の権利者及びその周辺住民への説明会等）

第12条 開発者は、当該開発行為等を行う土地の区域内において、工事等の実施の妨げとなる権利を有する者に対し、説明会等により、計画内容、施工方法、工事等の期間を説明し、周知するものとする。

2 前項に規定する権利を有する者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 当該土地又は建物の所有権者その他の物権を有する者
- (2) 借地権その他使用収益権を有する者
- (3) 抵当権者その他担保権を有する者
- (4) 開発区域の土地について保全処分を行った者

3 開発者は、開発区域周辺の住民及び利害関係者等の意見を十分尊重し、次に掲げる者に対し、説明会等により、第1項に掲げる事項について説明するものとする。

- (1) 開発区域に隣接する土地又は建物（2メートル未満の水路及び4メートル未満の道路の対側地を含む。）の所有者
- (2) 開発区域内からの排水により影響を受けると認められる者及び水利権者
- (3) 区長、保健環境員及び農業委員会委員
- (4) その他市長が必要と認める者

4 開発行為が大規模建築物のうち、電柱、送電線、アンテナ等の建設を目的とするものであるときは、前項に規定する者のほか、次に掲げる者の同意を得るものとする。

- (1) 開発区域の敷地境界線からの水平距離が、当該大規模建築物の高さに相当する距離以内の範囲にある土地又は建物の所有者
- (2) 前号の距離を超え、当該大規模建築物の高さの2倍に相当する距離以内の範囲にある土地（地目が宅地であるものに限る。）及び建物の所有者
- (3) 電波障害を著しく受けると認められる者

5 開発者は、前各項の規定により説明会等を開催したときは、その内容を説明会報告書（様式第4号）により取りまとめ、第8条第1項に規定する協議書に添付するものとする。

（利害関係者等の同意及び被害の補償）

第13条 開発者は、開発区域内における前条第2項に規定する権利を有する者のうち、工事等の実施によりその権利行使に直接影響を受ける者全てから開発行為の施工等の同意書（様式第5号）により同意を得るものとする。

2 開発者は、前条第3項及び第4項に規定する者から同意書（様式第6号）により同意を得るものとする。

3 開発者は、前項に規定する同意書を提出できない場合は、同意を得ることができない理由及び同意取得に係る経過を市長に報告するものとする。

4 開発行為等により第三者に損害を与えたときは、開発者は、その損害を補償する責めを負うものとする。

（環境の保全）

第14条 開発者は、工事中の騒音、振動、砂じん等の公害及び災害の防止に必要な措置を講ずるとともに、住民の生命、財産、文化財、景観等の保全に最大限努めなければならない。

2 市長は、必要があると認めた場合は、開発事業が環境に及ぼす影響について、事前に調査を行うことができる。

（大規模建築物等の景観への配慮）

第15条 大規模建築物等を建築しようとする者は、周囲の景観に十分配慮しなければならない。

2 建築物等の高さ、形態、色彩等に関する基準は、甲州市景観計画及び技術基準に定めるところによる。

（開発区域内の公共施設の整備）

第16条 開発区域内の公共施設（道路、公園、河川、上下水道、消防水利その他公共の用に供する施設をいう。）の整備は、技術基準に基づき、開発者が行うものとする。

（開発区域外の関連公共施設の整備）

第17条 開発者は、開発区域外の公共施設のうち、当該開発行為等の影響を受けると当該施設の管理者が認めるものについては、当該管理者と協議の上、整備するものとする。

2 前項の公共施設を整備する場合における構造の基準及び施行方法については、技術基準によるもののほか、当該施設の管理者又は市長の指示に従うものとする。

（公共施設の無償譲渡）

第18条 開発者は、開発行為等により整備し、市に帰属される公共施設については、市長と協議の上、市に無償譲渡するものとする。

(公共施設の引継ぎ)

第19条 第16条及び第17条の規定により整備された公共施設等(土地を含む。)のうち、市が管理することとなるものの引継ぎについては、別に定める甲州市開発行為等に関わる公共施設等の引継ぎ要領(平成17年甲州市告示第16号。以下「引継要領」という。)によるものとする。

(開発協定)

第20条 開発者は、公共施設の整備、維持及び管理、公共施設の帰属の範囲及び時期、環境保全、公害及び災害の防止、開発行為等の時期及び期間その他必要な事項について、協定を締結するものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(工事着手届)

第21条 開発者は、開発行為等に着手しようとするときは、工事着手届(様式第7号)により工程表を添付して、市長に提出しなければならない。

2 開発者は、公共施設の工事(第2条第1項第3号の工事等を除く。)を施工する場合は、公共施設ごとに届出を行い、当該施設の管理者の指示に従って施工するものとする。

(工事完了届及び検査)

第22条 開発者は、工事等が完了したときは、工事完了届(様式第8号)により工事記録表及び写真を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、遅滞なく、当該工事等が第11条に規定する協議の内容に適合しているかについて検査し、適合していると認めたときは、開発行為等完了検査済書(様式第9号)を交付するものとする。

3 開発者は、前条第2項に規定する公共施設の工事が完了したときは、公共施設ごとに届出を行い、引継要領に規定する検査を受けるものとする。

(建築制限等)

第23条 開発者は、第11条の規定による協議の同意を受けた開発区域内の土地においては、前条第2項の開発行為等完了検査済書を交付するまでの間、建築物を建築してはならない。ただし、宅地の造成と同時に建築を行うことが社会通念上相当な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 開発者は、前項ただし書きの規定により建築を行おうとするときは、開発工事完了前の建築物の建築承認申請書（様式第10号）により市長の承認を受けなければならない。この場合において、同様式に添付する図書は、別表第2のとおりとする。

3 開発者は、前条第2項の完了検査済書の交付後に用途を変更しようとするときは、予定建築物以外の建築等承認申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（開発行為の廃止）

第24条 第11条の規定による協議の同意を受けた開発者は、工事等を廃止したときは、遅滞なく、開発行為等に関する工事の廃止の届出書（様式第12号）により市長に届け出なければならない。

（行政指導の遵守）

第25条 開発者は、計画、設計、施工、防災及び環境保全について、この要綱を遵守し、市長の指導に従って施工しなければならない。

（施工中の防災計画）

第26条 開発者は、開発区域内及び周辺の地形及び地質を調査し、地域住民の意見等を踏まえて防災計画を立案し、関係者に説明するとともに、市長の承認を受けて防災工事（工事等の施工に際して必要となるものに限る。）を誠実に実施しなければならない。

2 開発者は、台風、集中豪雨等により災害が発生するおそれがあるときは、監視及び防災体制を整え、災害に対処するとともに、その状況を市長に報告しなければならない。

（勧告）

第27条 市長は、第7条の規定による協議を行わずに開発行為等に着手しようとする者又はこの要綱に違反して開発行為等を行う者に対し、協

議を行うこと又は開発行為等に係る設計の変更を勧告することができる。

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の甲州市開発行為等指導要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の甲州市開発行為等指導要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第8条関係）

甲州市開発行為等協議添付書類一覧表

書類・図面の名称	縮尺 (表示縮尺以上)	明記すべき事項
協議書		開発者の実印の押印
開発者の印鑑登録証明書		発行日より3か月以内とする。
事業計画書		任意様式
説明会等報告書		
同意書		開発区域内の各権利者(実印の押印及び印鑑登録証明書を添付)、隣接者、区長、保健環境委員、農業委員、水利権者、その他利害関係人
位置図・案内図	1/2,500	区域の明示赤枠
現況写真		撮影方向図添付
協議記録簿		様式任意、協議記録一覧表を添付
公図の写し	1/500	法務局備付の写し、転写年月日、転写人氏名、地権者名を記入したもの
開発区域の登記全部事項証明書		法務局備付の写し
開発区域隣接の土地登記要約書		法務局備付の写し
開発区域内権利者一覧		様式任意
利害関係者一覧		様式任意
現況図	1/2,500	開発区域及び周辺道水路、区域の明示赤枠

求積図	1/500	区域の明示赤枠
土地利用計画図	1/500	区域を赤枠で明示し、道水路等の位置、形状、予定建築物の位置、その他敷地内に設ける施設、緑地
造成計画平面図	1/500	がけ・擁壁の位置、構造、敷地地盤高、盛土及び切土を次により着色、盛土（赤色）、切土（黄色）
造成計画断面図	1/500	盛土及び切土を次により着色、盛土（赤色）、切土（黄色）
道路断面図	1/100	道路縦断面図、道路横断面図
排水施設計画平面図	1/500	施設の位置、種類、勾配等を表示
排水施設計画断面図	1/250	
給水施設計画平面図	1/500	施設の位置、種類、勾配等を表示
消防水利図	1/500	消化栓、貯水槽等の位置を表示
公共施設の新旧対照図	1/500	
構造物詳細図	1/50	擁壁、水路等
構造物展開図	1/200	擁壁、水路等
予定建築物等平面図	1/200	
予定建築物等立面図	1/200	
水利計算書		

擁壁の安全性を検討した 計算書		構造計算書、安定計算書、国 土交通大臣の認定書等
他法令に関する書類		許可書の写し若しくは進行状 況のわかるもの
その他市長が特に必要と 認めたもの		道水路、排水施設、電気等の 利用状況等調査書・埋蔵文化 財の調査書・地質調査書・土 砂搬入方法等の図書等

上記書類及び図面を日本工業規格 A 列 4 番サイズのファイルに合綴し、正副 2 部を提出すること。また、上記書類及び図面を電子媒体（CD-R または DVD-R）に格納し、1 部提出すること。電子媒体の拡張子は PDF(Portable Document Format)とする。

別表第 2（第 2 3 条関係）

建築承認申請書・添付書類一覧表

建築承認申請書・添付図書	適用
開発工事完了前の建築物の建築承認申請書	申請書に記入しきれない場合は別紙として添付すること
土地利用計画図	予定建築物位置を明示すること
予定建築物の平面図・立面図	
その他市長が必要と認め指示する図書	

提出部数は正副 2 部とする。

開発行為等協議書

（宛先）甲州市長

住所
開発者 氏名
電話

開発行為等の名称		工事予定	
開発場所	甲州市	設計者名	
開発行為等の区域面積		工事施行者名	
区域区分	用途地域	土地取得方法	土地所有者区分
<input type="checkbox"/> 都市計画区域	<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 指定無し	<input type="checkbox"/> 買収 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事業主 _____ m ² <input type="checkbox"/> 個人 _____ m ² (人) <input type="checkbox"/> 国有地 _____ m ² <input type="checkbox"/> 市有地 _____ m ² <input type="checkbox"/> 共有地 _____ m ²
<input type="checkbox"/> 都市計画区域外	<input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 指定無し	防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 築基準法第22条地域 <input type="checkbox"/> 指定無し	
買収・賃貸状況	開発区域現況	土地利用計画	
<input type="checkbox"/> 買収完了 _____ m ² _____ % <input type="checkbox"/> 買収中 _____ m ² _____ % <input type="checkbox"/> 未買収 _____ m ² _____ % <input type="checkbox"/> 賃貸完了 _____ m ² _____ % <input type="checkbox"/> 賃貸交渉中 _____ m ² _____ % 計 _____ m ² 100 %	<input type="checkbox"/> 宅地 _____ m ² <input type="checkbox"/> 畑 _____ m ² <input type="checkbox"/> 田 _____ m ² <input type="checkbox"/> 山林 _____ m ² <input type="checkbox"/> 認定道路 _____ m ² <input type="checkbox"/> 認定外道路 _____ m ² <input type="checkbox"/> 水路 _____ m ² <input type="checkbox"/> その他 _____ m ² 計 _____ m ²	<input type="checkbox"/> 宅地 _____ m ² _____ % <input type="checkbox"/> 公園 _____ m ² _____ % <input type="checkbox"/> 道路 _____ m ² _____ % <input type="checkbox"/> 水路 _____ m ² _____ % <input type="checkbox"/> その他の公共施設用地 _____ m ² _____ % <input type="checkbox"/> 公益施設 _____ m ² _____ % <input type="checkbox"/> その他 _____ m ² _____ % 計 _____ m ² 100 %	
予定建築物等	建築区分	建築面積等	
<input type="checkbox"/> 分譲住宅 _____ 戸 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 _____ 戸 <input type="checkbox"/> 店舗 _____ 棟 <input type="checkbox"/> 工場 _____ 棟 <input type="checkbox"/> 事務所 _____ 棟 <input type="checkbox"/> 土地分譲 _____ 区画 <input type="checkbox"/> 工作物 _____ 基 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 中高層 (_____ 階) <input type="checkbox"/> その他 1区画面積 最大 _____ m ² 最小 _____ m ²	建築面積 _____ m ² 述べ床面積 _____ m ² 建ぺい率 _____ % 容積率 _____ %	
計画人口	給水	ごみ処理	汚水処理
<input type="checkbox"/> _____ 人 <input type="checkbox"/> _____ 戸 (1戸3.0人)	<input type="checkbox"/> 市営水道 _____ m ³ /日 <input type="checkbox"/> 自家水道 _____ m ³ /日 <input type="checkbox"/> その他 _____ m ³ /日	<input type="checkbox"/> 市施設利用 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 各戸合併浄化槽 <input type="checkbox"/> 集中合併浄化槽 _____ 人槽 <input type="checkbox"/> 合併処理施設 _____ 人槽 <input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> その他
接続道路	排水放流先	消防水利	
<input type="checkbox"/> 国・県道 _____ 線 (幅員) _____ m <input type="checkbox"/> 市道 _____ 線 (幅員) _____ m	<input type="checkbox"/> 河川 _____ 川 <input type="checkbox"/> 水路 _____ 川支流 <input type="checkbox"/> その他 _____	<input type="checkbox"/> 消火栓 _____ 基 <input type="checkbox"/> 貯水槽 _____ m ² 池 <input type="checkbox"/> その他 _____	

様式第2号（第8条関係）

開発行為等変更協議書

年 月 日付第 号にて同意のあった開発行為等について、甲州市
開発行為等指導要綱第8条の規定により次のとおり変更協議します。

年 月 日

（宛先）甲州市長

住 所
開発者 氏 名
電 話

1 変更事項

（1）

（2）

（3）

（4）

（5）

2 変更理由

様式第3号（第11条関係）

第 号
年 月 日

開発行為等協議審査書

開発者 様

甲州市長 印

年 月 日付で協議申出のあった開発行為等に係る審査結果は次のとおりです。

1 審議結果

審査の結果、次の同意条件を付して当該開発行為等に同意します。

2 同意条件

- (1) 今後の工事施工及びその後の管理等については、甲州市開発行為等指導要綱に記載された事項を遵守すること。
- (2) 工事中は、周辺住民に迷惑をかけないように十分留意すること。
- (3) 事業の施行については、法令等に基づく許認可を受けること。
- (4) その他

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

説明会報告書

（宛先）甲州市長

住 所
開発者 氏 名
電 話

次のとおり説明会等を開催しましたので報告します。

- 1 開発行為等の名称
- 2 開発行為等の地名地番
- 3 説明会の内容等

様式第 4 号付表

説明会等実施年月 日	説明会等出席者 住所・氏名	開発区域隣接地（地番） 及び関係者等役職名
質疑応答等		

様式第5号（第13条関係）

開発行為の施工等の同意書

年 月 日

開発者 住所
氏名

権利者 住所
氏名
連絡先

私が権利を有する次の物件について、開発行為に伴う工事を行うことに同意します。

なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となり、権利を一部または全部失うことになる場合があっても異議はありません。

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種別	摘要

権利者の印鑑登録証明書を添付すること。

様式第6号（第13条関係）

同意書

このたびが次の土地の区域内において、甲州市開発行為等指導要綱の規定に基づき、これにかかる開発行為及び公共施設（道路・水路等）の新設、付替え、廃止等についても隣接土地所有者又は関係者として同意します。

土地の区域	開発総面積	隣接地 (地番)	同意年月 日	同意者の氏名住 所	印

※「土地の区域」欄には、所在地、地番を記入し、関係者として同意する場合は、「隣接地（地番）」欄にその旨記入すること。

様式第7号（第21条関係）

年 月 日

工事着手届

（宛先）甲州市長

住 所
開発者 氏 名
電 話

年 月 日付第 号をもって同意を受けました開発行為等に本日
着手いたしました。

工事名

工事場所

工事完了年月日

請負者住所

氏 名
電 話

様式第8号（第22条関係）

年 月 日

工事完了届

（宛先）甲州市長

住 所
開発者 氏 名
電 話

年 月 日付第 号をもって同意を受けました開発行為等は本日
完了いたしましたので検査をお願いいたします。

工事名

工事場所

工事完了年月日

請負者住所

氏 名
電 話

様式第9号（第22条関係）

第 号
年 月 日

開発行為等完了検査済書

開発者 様

甲州市長 印

次の開発行為等は、甲州市開発行為等指導要綱第22条第2項の規定により、年 月 日に検査した結果、協議内容に適合していることを認めます。

- 1 開発者住所
氏名
- 2 開発行為等名称
- 3 開発場所
- 4 開発面積
- 5 その他

様式第10号（第23条関係）

開発工事完了前の建築物の建築承認申請書

年 月 日	
(宛先) 甲州市長	
申請者 住所	
氏名又は名称 及び代表者名	
⑩	
電 話	
開発同意年月日 及び番号	年 月 日 第 号
建築物の敷地の 所在及び面積	
建築物の用途	
建築物の構造	
建築物の種類	
申請の理由	

- ※ 1 建築物の構造の欄には、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の別及び階数を記載すること。
- 2 建築物の種類欄には、新築、増築等の別を記載すること。

様式第 1 1 号 (第 2 3 条関係)

予定建築物以外の建築等承認申請書

年 月 日	
(宛先) 甲州市長	
申請者 住所	
氏名又は名称 及び代表者名	
電 話	
開発同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
建築物の敷地の所在及び面積	
建築物の種類	
開発許可を受けた 予定建築物の用途	許可を受けようとする建築物の用途
申請の理由	

様式第 1 2 号（第 2 4 条関係）

開発行為等に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

（宛先）甲州市長

住 所
届出者 氏 名
連絡先

甲州市開発行為等指導要綱第 2 4 条の規定により、次の開発行為等に関する工事を廃止しましたので、届出ます。

- 1 開発同意年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発行為等に関する工事を廃止した年月日 年 月 日
- 3 開発行為等に関する工事を廃止した地域の名称
- 4 開発行為等に関する工事を廃止した面積